

事務連絡
令和元年5月15日

各 国 公 私 立 大 学 学 生 支 援 担 当 課
各 公 私 立 短 期 大 学 学 生 支 援 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 学 生 支 援 担 当 課
各 都 道 府 県 專 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 專 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 生 涯 学 習 ・ 社 會 教 育 主 管 課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

ギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料について（周知）

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）に基づき、平成31年4月にギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「計画」という。）が閣議決定をされ、今後、計画に基づき施策の推進が図られることとなります。法においては、毎年5月14日から20日はギャンブル等依存症問題に関する啓発週間とされており、啓発週間ににおける取組として、計画では、文部科学省においても、関係省庁等と連携しつつ、学生に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に向け、大学等に対して普及啓発を推進するとされているところです。

これらを踏まえ、このたび、消費者庁からギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料について文部科学省に対して周知依頼がありました。

各 国 公 私 立 大 学 及 び 高 等 専 門 学 校 に お か れ て は、教職員及び学生等への周知について、各 都 道 府 県 及 び 都 道 府 県 教 育 委 員 会 專 修 学 校 主 管 課 に お か れ て は、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）への周知について、専修学校を置く国立大学法人におかれても、管下の専修学校への周知について、関係都道府県・指定都市教育委員会生涯学習・社会教育主管課におかれても、域内の市町村教育委員会に対しても周知の上、消費者教育や依存症予防教育等の取組の中での御活用について、お取り計らい願います。

なお、周知に当たり、別添の資料について、次のURLよりデータをダウンロードすることができますので、周知に御活用ください。

【消費者庁ウェブサイト】

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

※「若者向け啓発資料」の見出しのリンクから御覧いただけます。

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：03-6734-3276

FAX：03-6734-3719

令和元年5月10日
事務連絡

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
生涯学習推進課
文部科学省高等教育局
学生・留学生課

御中

消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料の周知について（依頼）

ギャンブル等依存症対策については、推進の根拠法であるギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）の規定に基づき、平成31年4月に、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「計画」という。）が策定されたところです。今後、計画の実現に向け、総合的な取組が推進されることとなります。

計画に位置付けられた施策のうち、大学生等への啓発については、既に、法案が可決された際に附された附帯決議に鑑みて、それらの世代への知識の普及が重要であることを踏まえ、平成30年11月に当庁が中心となって作成した青少年向けの啓発用資料（別紙）を御省から大学等へ周知していただいたところであります。しかしながら、法の施行、計画の策定を受け、また、初回の啓発週間を控えている状況に鑑み、貴省から各大学等及び各教育委員会向けに再度の周知を図っていただきたく、今回、改めて御協力をお願いするものです。

当庁では、国民各層への知識の普及のために別紙を幅広く活用していくこととしておりますが、その中でも、大学等や社会教育の場における周知は重要であると認識しております。よろしくお取り計らい願います。

【問合せ先】

消費者庁消費者政策課 澤野

MAIL hiroshi.sawano@caa.go.jp

電話 03-3507-9197（直通）

FAX 03-3507-7557

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を ～ギャンブル等は「適度に」たしなみましょう～

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等にのめり込むと、御家族などの周囲の皆さんにも影響が及びます。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。



★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

★分かっているのにやめられない。。。 ギャンブル等依存症のサインでは？

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。

注意すべきポイントは？

★若者の皆さん、ちょっとしたビギナーズラックに注意しましょう。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。

なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をすることは禁止されています。



★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。



- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。
- ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。

★ギャンブル等をしているときの様子が急激に変化している方は周囲にいませんか？

- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。
少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution_012/)